

令和5年度全国保健所管理栄養士会
特定給食施設指導に関する調査
報告書

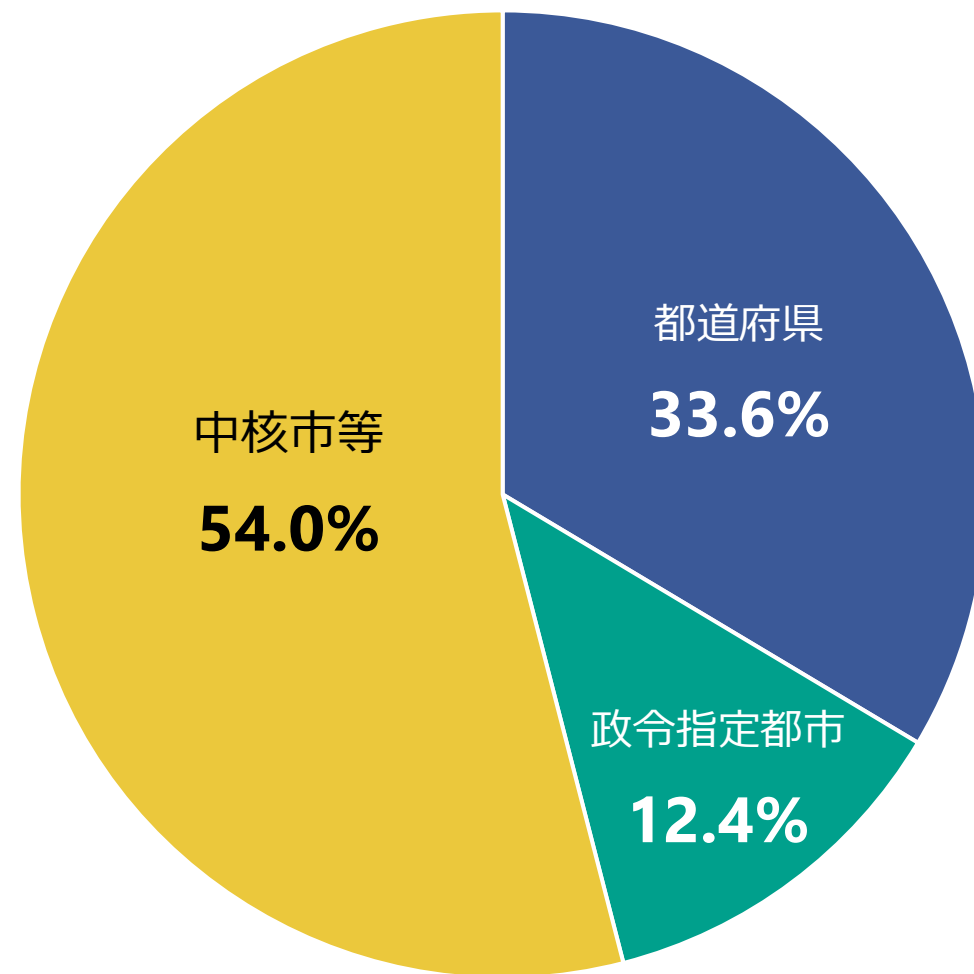
【調査概要】

- 調査目的：特定給食施設指導等における効果的かつ効率的な指導のあり方、関連事業への展開及び評価における保健所管理栄養士の実態を把握することを目的に調査を実施。
- 調査方法：オンライン（Googleフォーム）またはメールによる回答
- 調査対象：都道府県、政令市、中核市、保健所設置市、特別区の健康増進・栄養主管部（課） 157自治体

回答者の属性及び回収率

	回収数	対象数	回収率
都道府県	46	47	97.9%
政令指定都市	17	20	85.0%
中核市等	74	90	82.2%
中核市	57	62	
保健所設置市	5	5	
特別区	12	23	
総計	137	157	87.3%

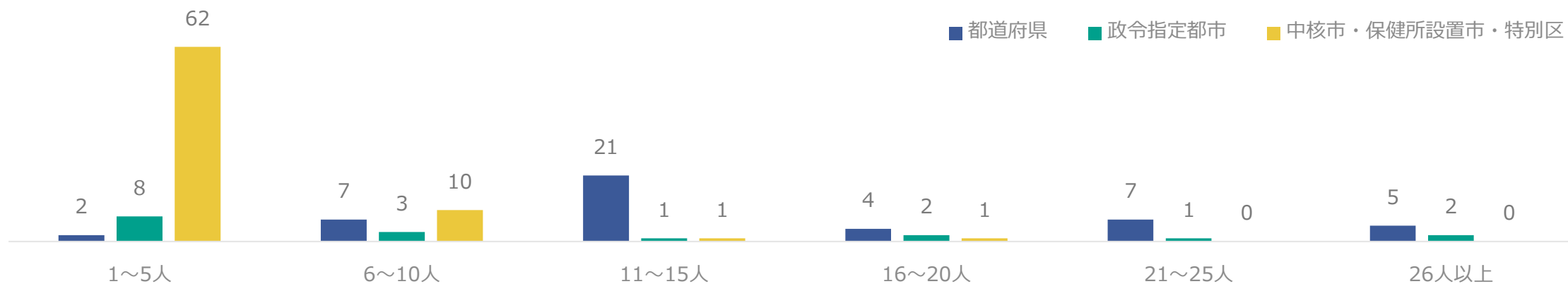
自治体区分別 構成比



※ 中核市等：中核市・保健所設置市・特別区を一つの区分として計上

栄養指導員数 (令和5年4月1日現在)

- 都道府県では「11～15人」が45.7%と最も多く、11人以上の配置が80.5%を占めていた。
- 政令指定都市及び中核市等では「1～5人」が最も多く、政令指定都市では10人以下の配置が64.7%、中核市等では10人以下の配置が97.3%、5人以下の配置が83.8%を占めていた。

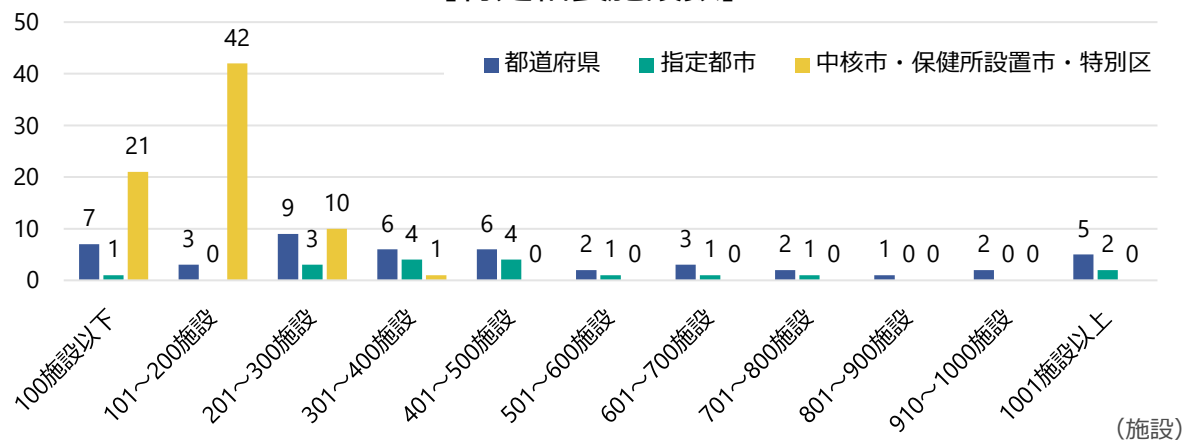


	1～5人	6～10人	11～15人	16～20人	21～25人	26人以上
都道府県 (n=46)	2 (4.3%)	7 (15.2%)	21 (45.7%)	4 (8.7%)	7 (15.2%)	5 (10.9%)
政令指定都市 (n=17)	8 (47.1%)	3 (17.6%)	1 (5.9%)	2 (11.8%)	1 (5.9%)	2 (11.8%)
中核市等 (n=74)	62 (83.8%)	10 (13.5%)	1 (1.4%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	72	20	23	7	8	7

給食施設数 (令和5年4月1日現在)

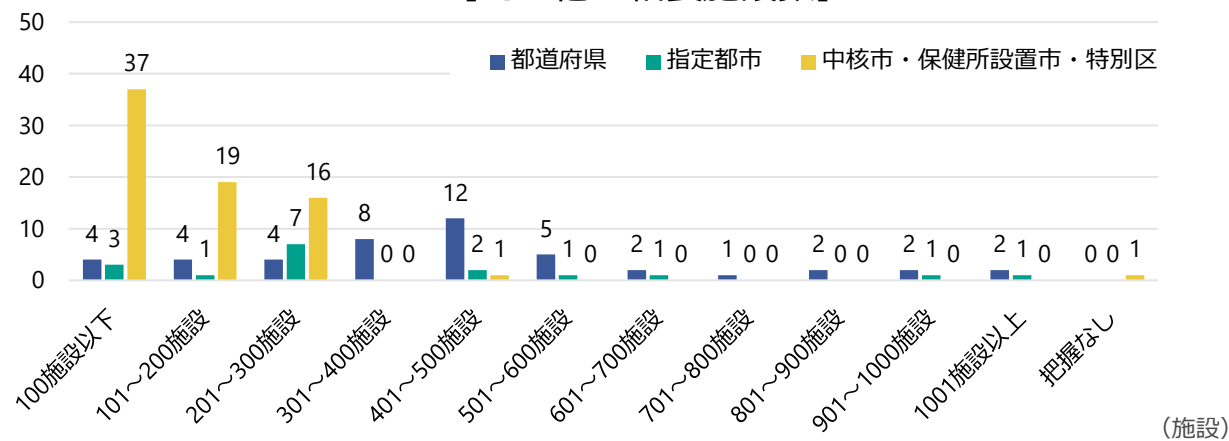
- 都道府県においては、特定給食施設は「201～300施設」が最も多く、その他の給食施設は「401～500施設」が最も多かった。
- 政令指定都市においては、特定給食施設は「301～400施設」及び「401～500施設」が最も多く、その他の給食施設は「201～300施設」が最も多かった。
- 中核市等では、特定給食施設は「101～200施設」が最も多く、その他の給食施設は「100施設以下」が最も多かった。

【特定給食施設数】



	100以下	101～200	201～300	301～400	401～500	501～600	601～700	701～800	801～900	910～1000	1001以上
都道府県 (n=46)	7	3	9	6	6	2	3	2	1	2	5
政令指定都市 (n=17)	1	0	3	4	4	1	1	1	0	0	2
中核市等 (n=74)	21	42	10	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	29	45	22	11	10	3	4	3	1	2	7

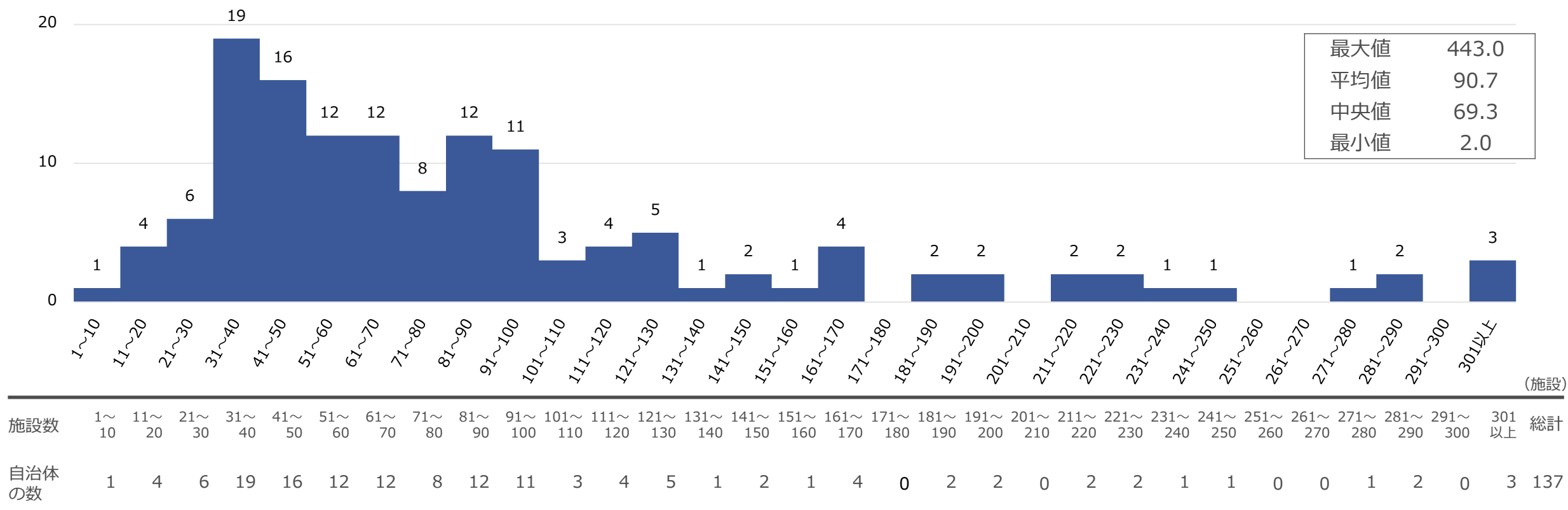
【その他の給食施設数】



	100以下	101～200	201～300	301～400	401～500	501～600	601～700	701～800	801～900	901～1000	1001以上	把握なし
都道府県 (n=46)	4	4	4	8	12	5	2	1	2	2	2	0
政令指定都市 (n=17)	3	1	7	0	2	1	1	0	0	1	1	0
中核市等 (n=74)	37	19	16	0	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	44	24	27	8	15	6	3	1	2	3	3	1

栄養指導員一人当たりの施設数（栄養指導員数 × 給食施設総数）

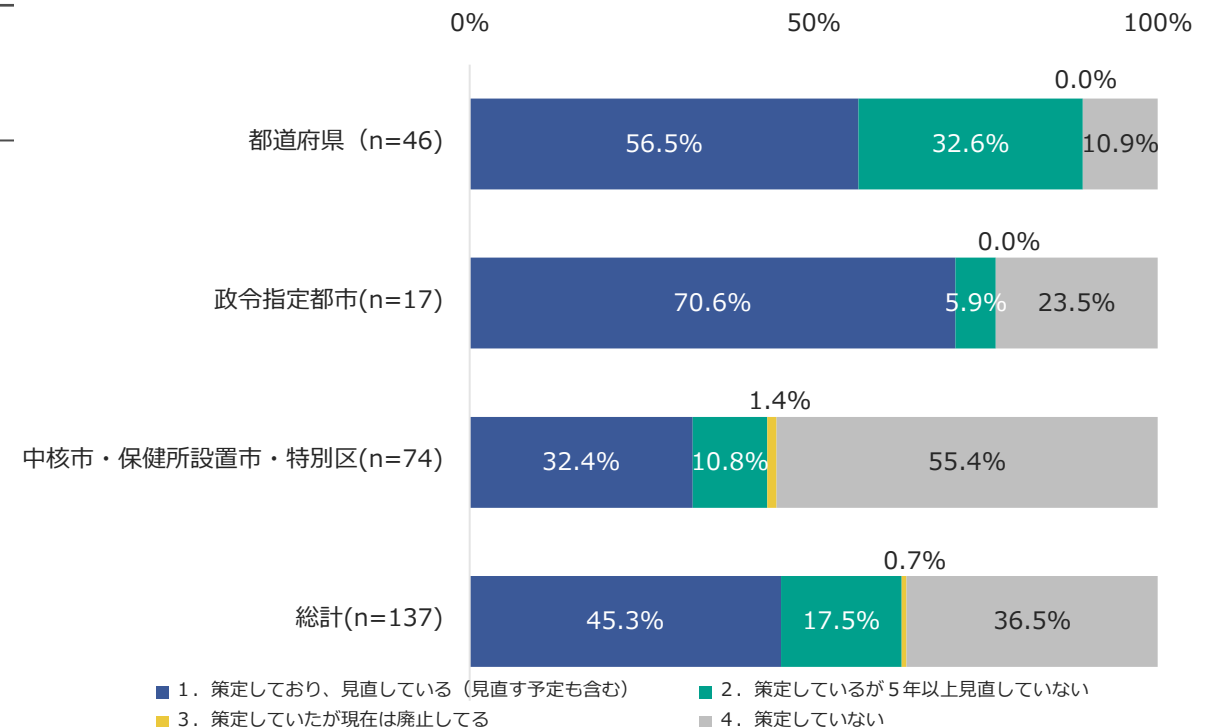
- 各自治体の給食施設数（特定給食施設及びその他の給食施設の合計）を栄養指導員数で除した「栄養指導員一人当たりの施設数」は、「31～40施設」が最も多かった。
- また、101施設以上は36自治体（26.2%）、201施設以上は12施設（8.8%）、301施設以上は3自治体（2.2%）であった。



問1 独自の指導マニュアルの策定状況 <複数回答>

- 都道府県では「策定しており、見直している（見直す予定も含む）」が最も多く、89.1%の自治体が策定をしていた。
- 政令指定都市では「策定しており、見直している（見直す予定も含む）」が最も多く、76.5%の自治体が策定をしていた。
- 中核市等では「策定していない」が最も多く、策定をしている自治体は43.2%であった。

	都道府県 (n=46)	政令指定都市 (n=17)	中核市等 (n=74)	総計 (n=137)
1. 策定しており、見直している（見直す予定も含む）	26 (56.5%)	12 (70.6%)	24 (32.4%)	62 (45.3%)
2. 策定しているが5年以上見直していない	15 (32.6%)	1 (5.9%)	8 (10.8%)	24 (17.5%)
3. 策定していたが現在は廃止してる	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)	1 (0.7%)
4. 策定していない	5 (10.9%)	4 (23.5%)	41 (55.4%)	50 (36.5%)



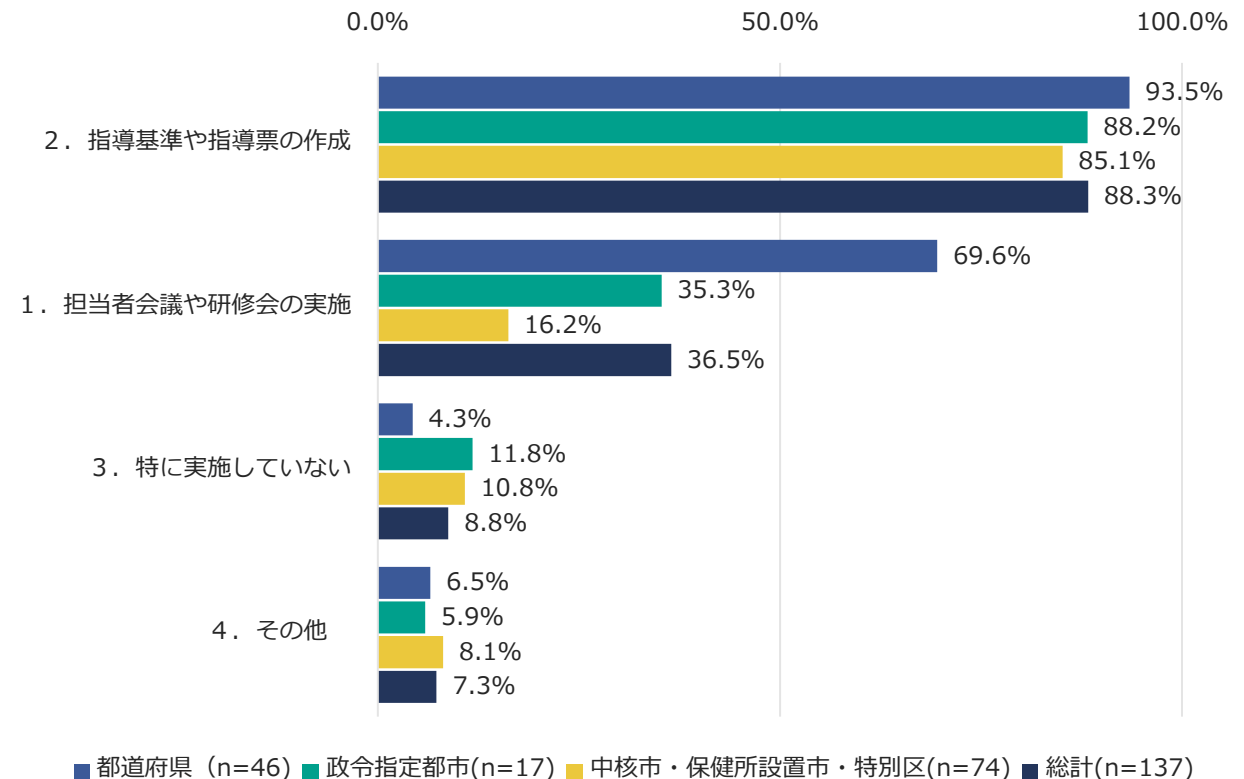
問2 栄養指導員の指導内容の標準化を図るための取組や工夫 <複数回答>

- 全自治体区分において「指導基準や指導票の作成」が最も多く、88.3%の自治体で取り組まれていた。次いで「担当者会議や研修会の実施」が多く、36.5%の自治体で取り組まれていた。
- また、自治体区分別では都道府県が69.6%と取り組んでいる割合が最も高かった。

	都道府県 (n=46)	政令指定都市 (n=17)	中核市等 (n=74)	総計 (n=137)
1. 担当者会議や研修会の実施	32 (69.6%)	6 (35.3%)	12 (16.2%)	50 (36.5%)
2. 指導基準や指導票の作成	43 (93.5%)	15 (88.2%)	63 (85.1%)	121 (88.3%)
3. 特に実施していない	2 (4.3%)	2 (11.8%)	8 (10.8%)	12 (8.8%)
4. その他	3 (6.5%)	1 (5.9%)	6 (8.1%)	10 (7.3%)

<その他内容>

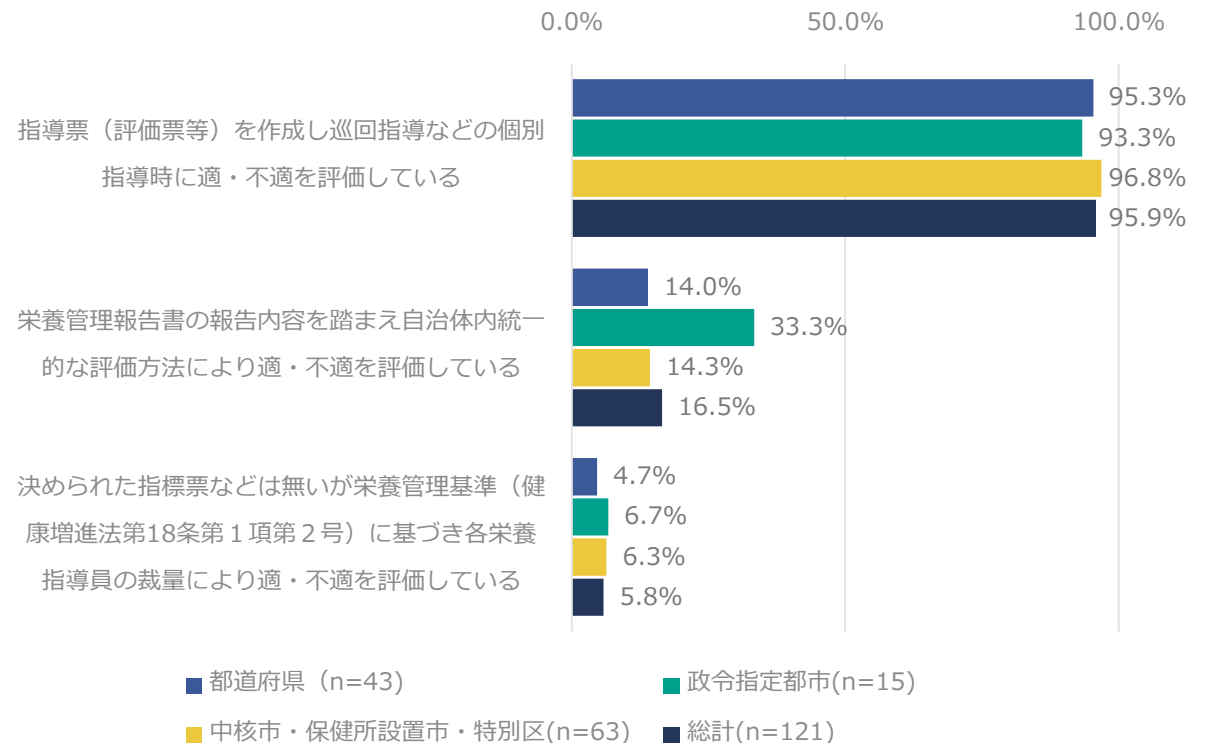
指導事例の共有を自治体保健所管理栄養士研究会の議題の一つとして実施
 県の特定給食施設等指導要綱等を参考にしている
 記録の作成により継続性のある指導を行う
 法令、通知、食事摂取基準等に準じて実施
 県独自で給食施設向けに手引きを作成し、その内容に沿って指導を行っている。
 オンラインによるミーティングの実施
 担当者による認識の差がないよう、担当者以外で指導内容のチェックを行う。
 巡回報告書を供覧している。



問2-2 基準や様式による評価の実施状況（問2「2. 指導基準や指導票の作成」と回答の場合） <複数回答>

- 指導基準や指導票を作成している自治体のうち「指導票（評価票等）を作成し巡回指導などの個別指導時に適・不適を評価している」がいずれも9割を超えていた。
- 政令指定都市では「栄養管理報告書の報告内容を踏まえ自治体内統一的な評価方法により適・不適を評価している」との回答が33.3%であり、他の自治体区分よりも回答の割合が高かった。

	都道府県 (n=43)	政令指定都市 (n=15)	中核市等 (n=63)	総計 (n=121)
1. 指導票（評価票等）を作成し巡回指導などの個別指導時に適・不適を評価している	41 (95.3%)	14 (93.3%)	61 (96.8%)	116 (95.9%)
2. 決められた指導票などは無いが栄養管理基準（健康増進法第18条第1項第2号）に基づき各栄養指導員の裁量により適・不適を評価している	2 (4.7%)	1 (6.7%)	4 (6.3%)	7 (5.8%)
3. 栄養管理報告書の報告内容を踏まえ自治体内統一的な評価方法により適・不適を評価している	6 (14.0%)	5 (33.3%)	9 (14.3%)	20 (16.5%)



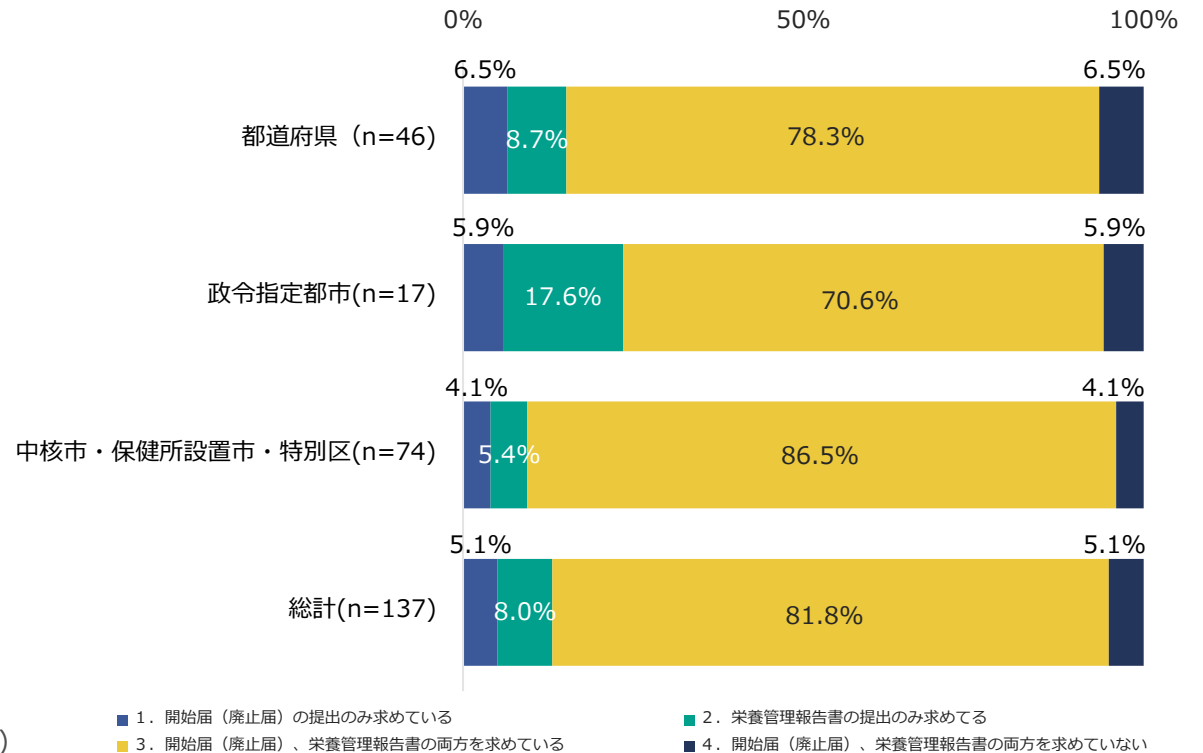
問3 特定給食施設以下の施設※に対する給食開始届や栄養管理報告書等の提出状況

※特定給食施設以下の施設：1回100食未満または1日250食未満

○ 全自治体区分において「開始届（廃止届）、栄養管理報告書の両方を求めている」が最も多く、約7～8割であった。

	都道府県 (n=46)	政令指定都市 (n=17)	中核市等 (n=74)	総計 (n=137)
1. 開始届（廃止届）の提出のみ求めている	3 (6.5%)	1 (5.9%)	3 (4.1%)	7 (5.1%)
2. 栄養管理報告書の提出のみ求めている	4 (8.7%)	3 (17.6%)	4 (5.4%)	11 (8.0%)
3. 開始届（廃止届）、栄養管理報告書の両方を求めている	36 (78.3%)	12 (70.6%)	64 (86.5%)	112 (81.8%)
4. 開始届（廃止届）、栄養管理報告書の両方を求めていない	3 (6.5%)	1 (5.9%)	3 (4.1%)	7 (5.1%)

(任意で提出されたものを受理する場合には、「求めている」と回答)



問4 教育委員会所管の施設※に対する特定給食施設の適正な栄養管理に関する報告（栄養管理報告書）の状況

- 全自治体区分において「提出を求めている」が最も多かった。
- 「求めていない」の回答は全体で19.7%となっており、都道府県では8.7%、政令指定都市では29.4%、中核市等では24.3%が提出を求めていなかった。

	都道府県 (n=46)	政令指定都市 (n=17)	中核市等 (n=74)	総計 (n=137)
1. 提出を求めている	38 (82.6%)	11 (64.7%)	47 (70.1%)	96 (70.1%)
2. 求めていない	4 (8.7%)	5 (29.4%)	18 (19.7%)	27 (19.7%)
3. 求めることを検討している	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
4. その他	4 (8.7%)	1 (5.9%)	9 (12.2%)	14 (10.2%)

<その他内容>

私立校のみ提出してもらっている

認定こども園については保育園と同様に提出を求めている

給食センターからの配食校は台帳登録がないが、肥満とやせの報告を求めていた流れで、適正な栄養管理に関する報告の提出がある施設とない施設が混在している状況である。

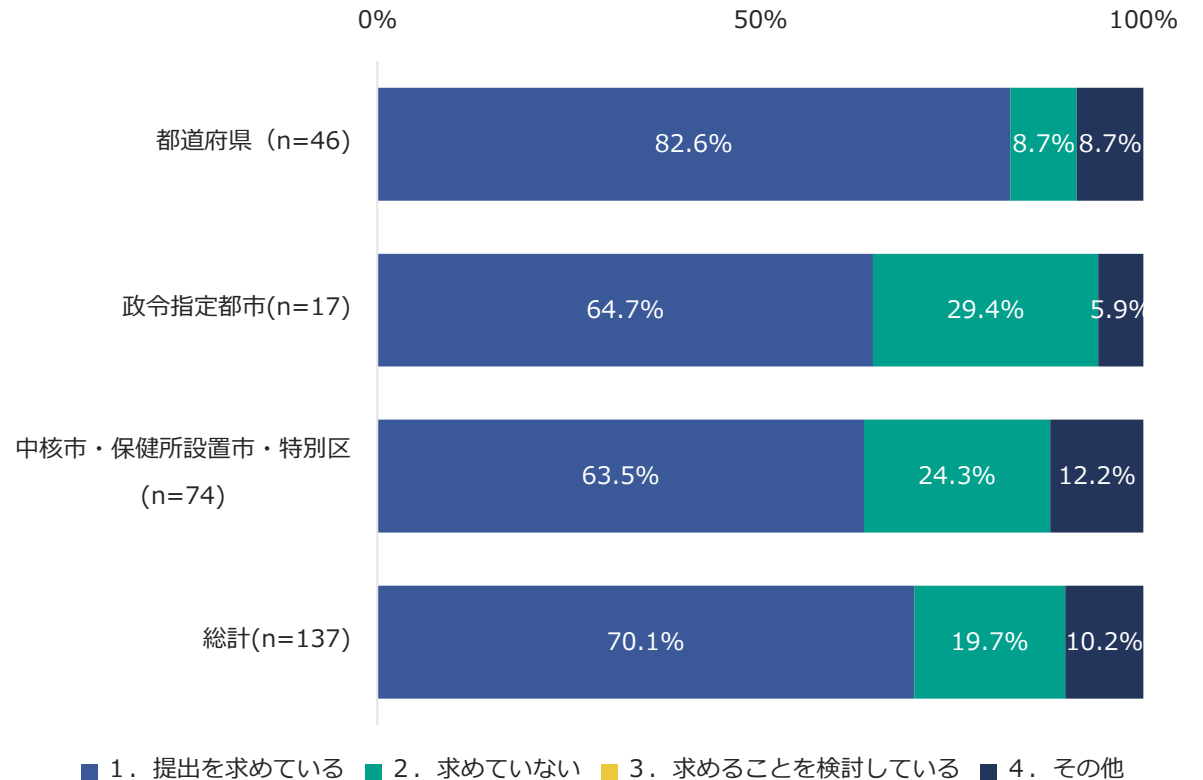
学校（公立）の義務教育諸学校は指導対象外のため、提出は求めていない。

担当課から報告をもらっている

市教育委員会所管の施設以外は提出を求めている。（教育委員会は栄養管理を司る立場の職員がいるため）

一部の施設について求めている

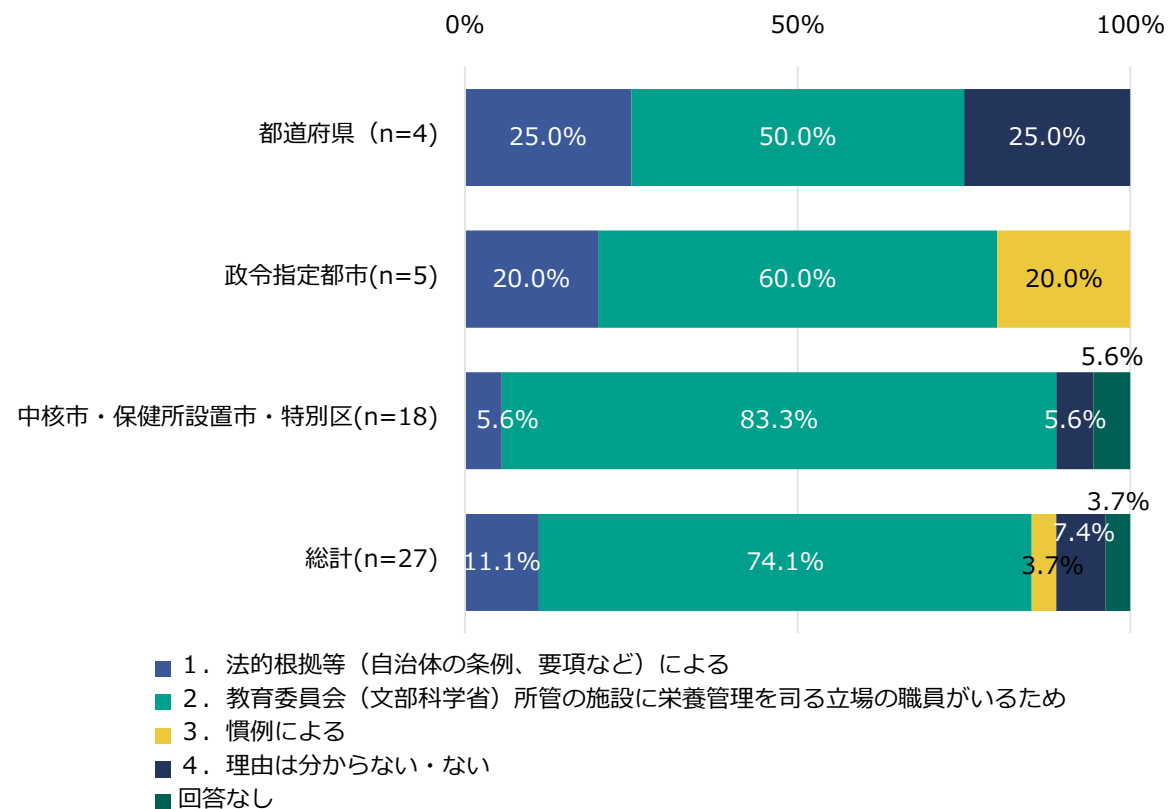
等



問4-2 適正な栄養管理に関する報告の提出を求めない理由（問4「2. 求めない」と回答の場合）

- 全自治体区分において「教育委員会（文部科学省）所管の施設に栄養管理を司る立場の職員がいるため」が最も多く、全体で74.1%を占めていた。

	都道府県 (n=4)	政令指定都市 (n=5)	中核市等 (n=18)	総計 (n=27)
1. 法的根拠等（自治体の条例、要項など）による	1 (25.0%)	1 (20.0%)	1 (5.6%)	3 (2.2%)
2. 教育委員会（文部科学省）所管の施設に栄養管理を司る立場の職員がいるため	2 (50.0%)	3 (60.0%)	15 (83.3%)	20 (74.1%)
3. 慣例による	0 (0.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	1 (3.7%)
4. 理由は分からない・ない	1 (25.0%)	0 (0.0%)	1 (5.6%)	2 (7.4%)
回答なし	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.6%)	1 (3.7%)

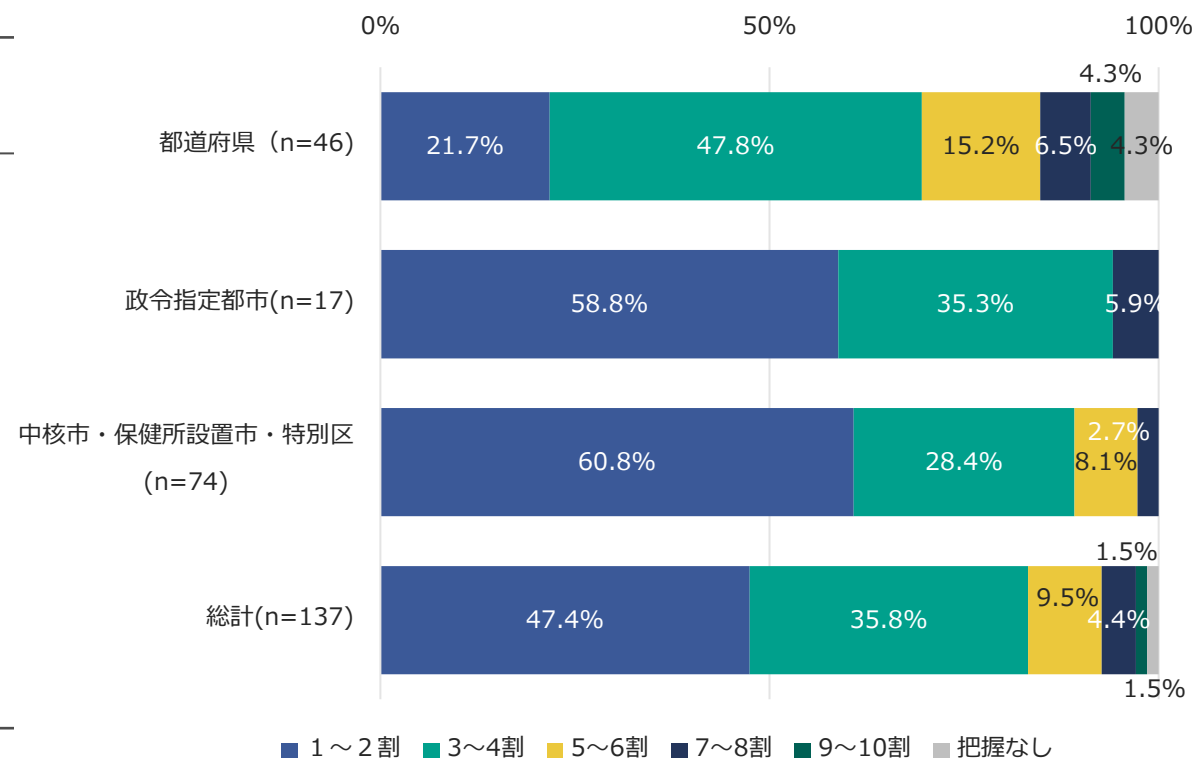


※ 問4で「4.その他」と回答しているが、問4-2に回答している自治体は集計に含まない。

問5 年間、平均何割の施設を巡回していますか。(コロナ禍を除く、過去5年の平均) <複数回答>

- 都道府県では「3～4割」が47.8%と最も多かった。
- 政令指定都市及び中核市等では「1～2割」が最も多く、いずれも約6割を占めていた。
- 「把握なし」が全体の1.5%であった。

	都道府県 (n=46)	政令指定都市 (n=17)	中核市等 (n=74)	総計 (n=137)
1. 1～2割	10 (21.7%)	10 (59.8%)	45 (60.8%)	65 (47.4%)
2. 3～4割	22 (47.8%)	6 (35.3%)	21 (28.4%)	49 (35.8%)
3. 5～6割	7 (15.2%)	0 (0.0%)	6 (8.1%)	13 (9.5%)
4. 7～8割	3 (6.5%)	1 (2.7%)	2 (2.7%)	6 (4.4%)
5. 9～10割	2 (4.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.5%)
把握なし	2 (4.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.5%)



問6 巡回施設を選定する際、最も優先度が高い理由

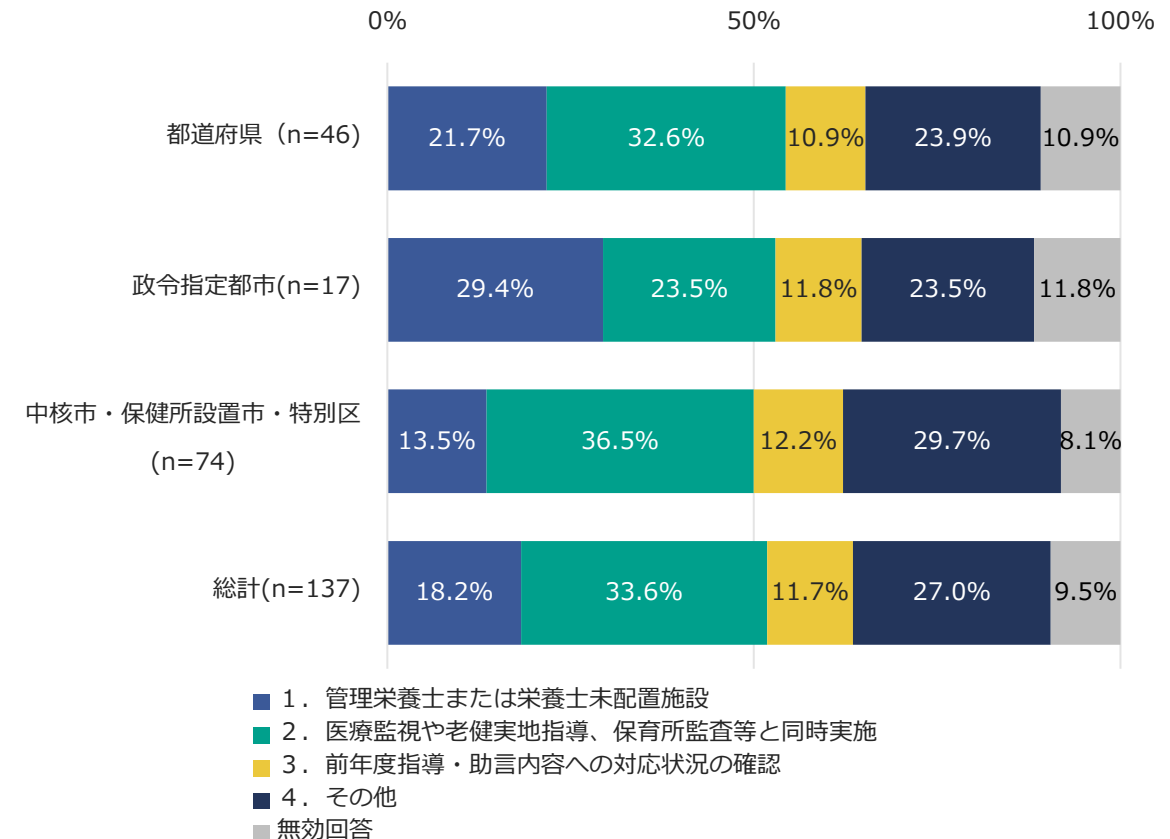
- 都道府県及び中核市等では「医療監視や老健実地指導、保育所監査等と同時実施」が32.6%と最も多かった。
- 政令指定都市では「管理栄養士または栄養士未配置施設」が29.4%と最も多かった。

	都道府県 (n=46)	政令指定都市 (n=17)	中核市等 (n=74)	総計 (n=137)
1. 管理栄養士または栄養士未配置施設	10 (21.7%)	5 (29.4%)	10 (13.5%)	25 (18.2%)
2. 医療監視や老健実地指導、保育所監査等と同時実施	15 (32.6%)	4 (23.5%)	27 (36.5%)	46 (33.6%)
3. 前年度指導・助言内容への対応状況の確認	5 (10.9%)	2 (11.8%)	9 (12.2%)	16 (11.7%)
4. その他	11 (23.9%)	4 (23.5%)	22 (29.7%)	37 (27.0%)
無効回答	5 (10.9%)	2 (11.8%)	6 (8.1%)	13 (9.5%)

(単一選択であるため、複数選択をした自治体を「無効回答」として集計)

<その他理由(カテゴリー分け)>

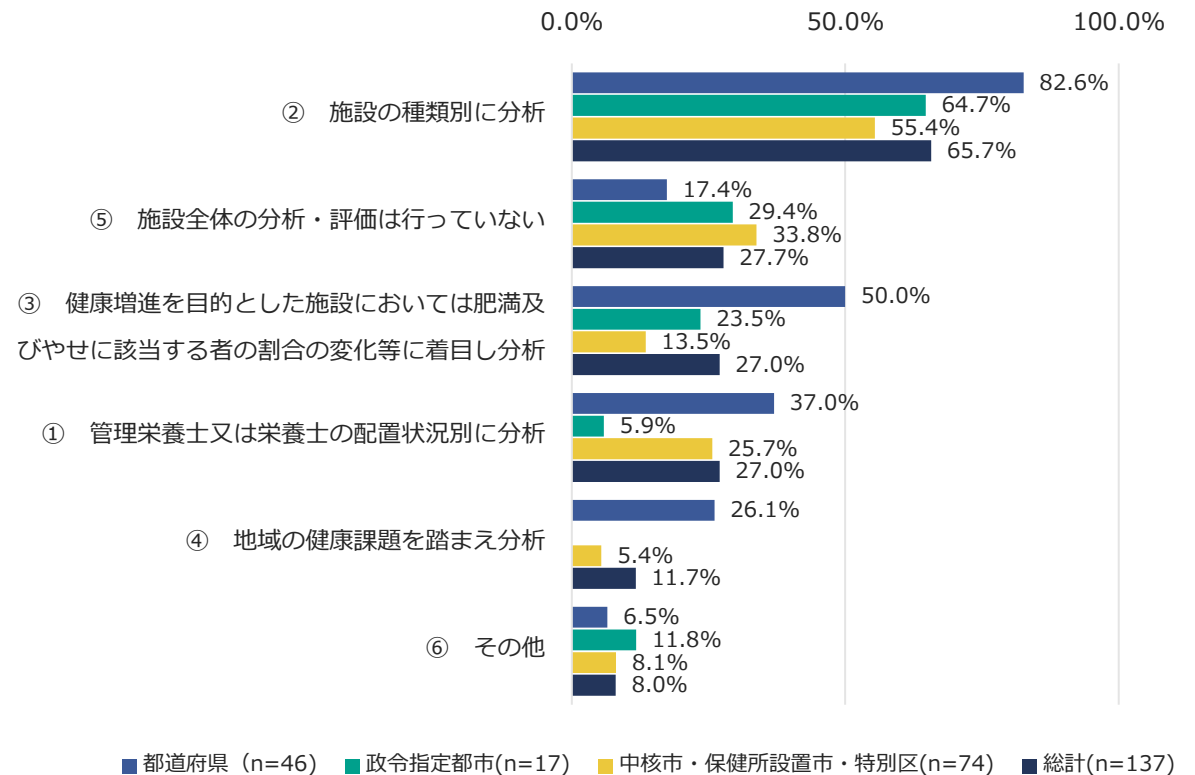
指導計画・定期的な巡回	13
栄養管理報告書や巡回指導での課題	10
新規施設・巡回未実施施設	9
管理栄養士必置施設	1
医療監視や他部局(衛生担当他)と同時実施	1
地域課題の解決に関連する施設	1
保健所毎に地域の実情に応じて選定	1
施設種別により異なる	1



問7 施設全体の栄養管理の状況を分析・評価する方法 <複数回答>

- 全施設区分において「施設の分類別に分析」が最も多かった。
- 「施設全体の分析・評価は行っていない」が都道府県17.4%、政令指定都市29.4%、中核市等33.8%であった。

	都道府県 (n=46)	政令指定都市 (n=17)	中核市等 (n=74)	総計 (n=137)
1. 管理栄養士又は栄養士の配置状況別に分析	17 (37.0%)	1 (5.9%)	19 (25.7%)	37 (27.0%)
2. 施設の分類別に分析	38 (82.6%)	11 (64.7%)	41 (55.4%)	90 (65.7%)
3. 健康増進を目的とした施設においては肥満及びやせに該当する者の割合の変化等に着目し分析	23 (50.0%)	4 (23.5%)	10 (13.5%)	37 (27.0%)
4. 地域の健康課題を踏まえ分析	12 (26.1%)	0 (0.0%)	4 (5.4%)	16 (11.7%)
5. 施設全体の分析・評価は行っていない	8 (17.4%)	5 (29.4%)	25 (33.8%)	38 (27.7%)
6. その他	3 (6.5%)	2 (11.8%)	6 (8.1%)	11 (8.0%)



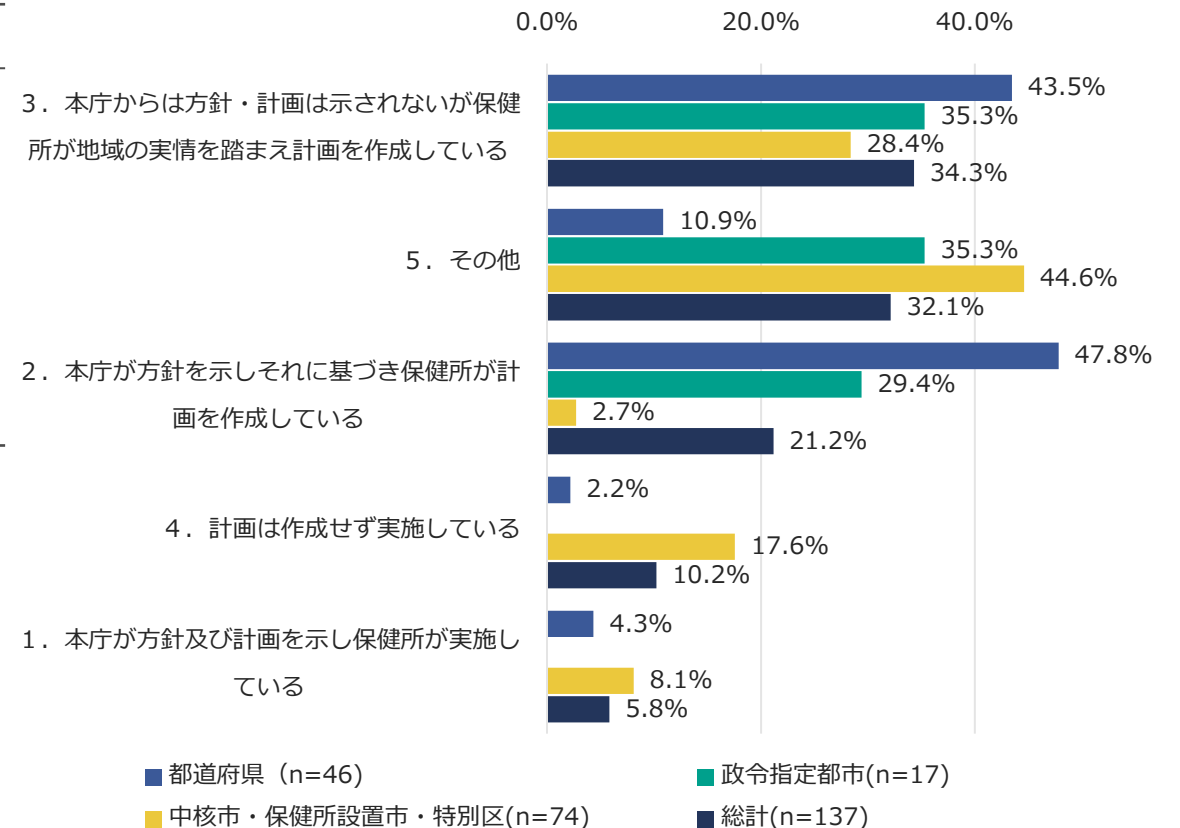
問8 年間事業（指導）計画はどのように作成してるか <複数回答>

- 都道府県では「本庁が方針を示しそれに基づき保健所が計画を作成している」が47.8%と最も多かった。
- 政令指定都市及び中核市等では「その他」が最も多かった。

	都道府県 (n=46)	政令指定都市 (n=17)	中核市等 (n=74)	総計 (n=137)
1. 本庁が方針及び計画を示し保健所が実施している	2 (4.3%)	0 (0.0%)	6 (8.1%)	8 (5.8%)
2. 本庁が方針を示しそれに基づき保健所が計画を作成している	22 (47.8%)	5 (29.4%)	2 (2.7%)	29 (21.2%)
3. 本庁からは方針・計画は示されないが保健所が地域の実情を踏まえ計画を作成している	20 (43.5%)	6 (35.3%)	21 (28.4%)	47 (34.3%)
4. 計画は作成せず実施している	1 (2.2%)	0 (0.0%)	13 (17.6%)	14 (10.2%)
5. その他	5 (10.9%)	6 (35.3%)	33 (44.6%)	44 (32.1%)

<その他の理由（カテゴリー分け）>

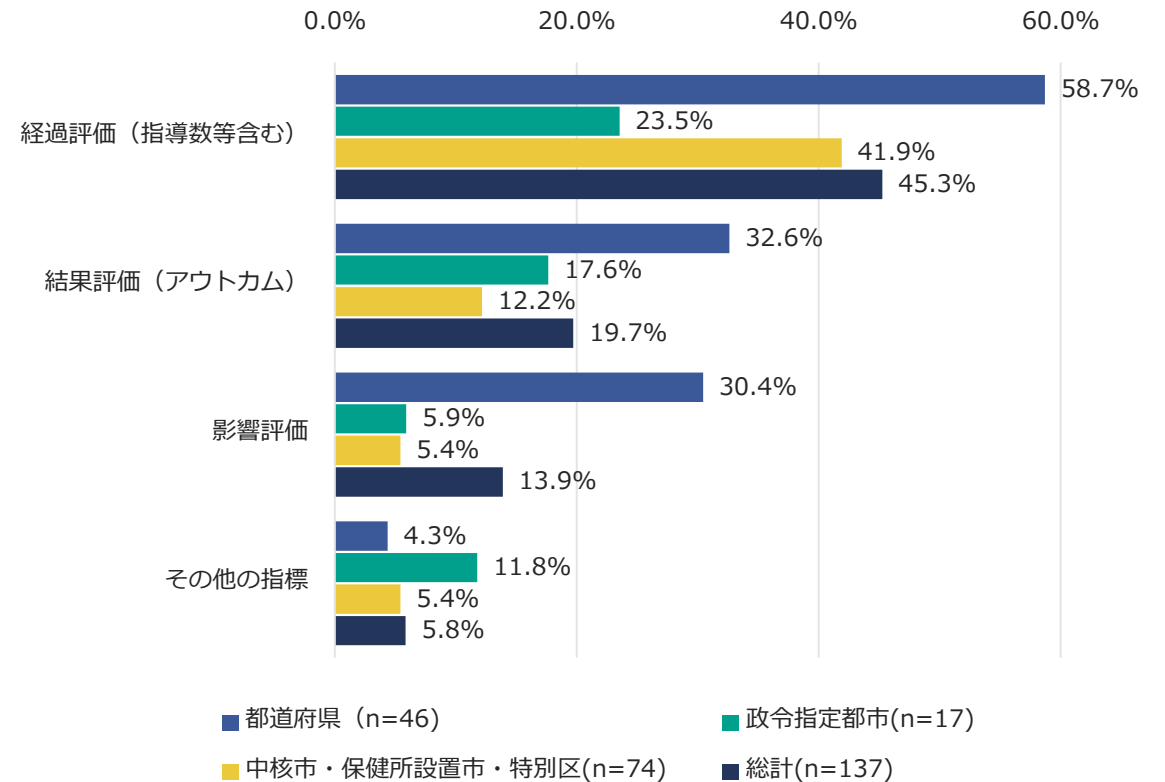
保健所、業務担当課にて方針や計画を作成	16
政令市、中核市のため、方針や計画を作成	12
他部局（監査部局、医療監視部局、保育所部局等）調整し作成	6
定期的（各年、2～3年、支援区分別など）に巡回できるように計画を作成	3
本庁が方針を示し、保健所が地域の実情を踏まえ計画作成	2
定期報告書や事業実施状況報告書より計画を作成	2
重点項目指標を本庁で示した	1
本庁が方針・計画を立て、本庁が実施	1



問9 特定給食施設等指導事業における評価の設定状況 <複数回答>

- 全自治体区分において「経過評価」が最も多かった。
- 全体では「経過評価」45.3%、「結果評価」19.7%、「影響評価」13.9%が設定しており、評価設定すべて該当なしが61自治体（44.5%）であった。

	都道府県 (n=46)	政令指定都市 (n=17)	中核市等 (n=74)	総計 (n=137)
1. 経過評価 (指導数等含む)	27 (58.6%)	4 (23.5%)	31 (41.9%)	62 (45.3%)
2. 影響評価	14 (30.4%)	1 (5.9%)	4 (5.4%)	19 (13.9%)
3. 結果評価 (アウトカム)	15 (32.6%)	3 (17.6%)	9 (12.2%)	27 (19.7%)
4. その他の指標	2 (4.3%)	2 (11.8%)	4 (5.4%)	8 (5.8%)



問9 特定給食施設等指導事業における評価 ～評価の内容～ ※一部抜粋

【経過評価】 (n=62)

・指導件数・指導率	54
・講習会の出席率	12
・講習会の開催回数	6
・栄養管理報告書の提出率	5
・管理栄養士及び栄養士の配置率	1
・その他	6

【影響評価】 (n=19)

・管理栄養士及び栄養士の配置率	14
・指導項目の改善	9
・利用者に栄養指導や情報提供等をしている施設	6
・栄養価や食事形態の適正化	4
・食塩相当量	4
・災害時マニュアルを整備している施設の割合	3
・講習会等における理解度	3
・やせ・肥満の割合を把握している施設	3
・災害に備えた対応を実施している施設	2
・野菜摂取量	2
・その他	4

【結果評価】 (n=27)

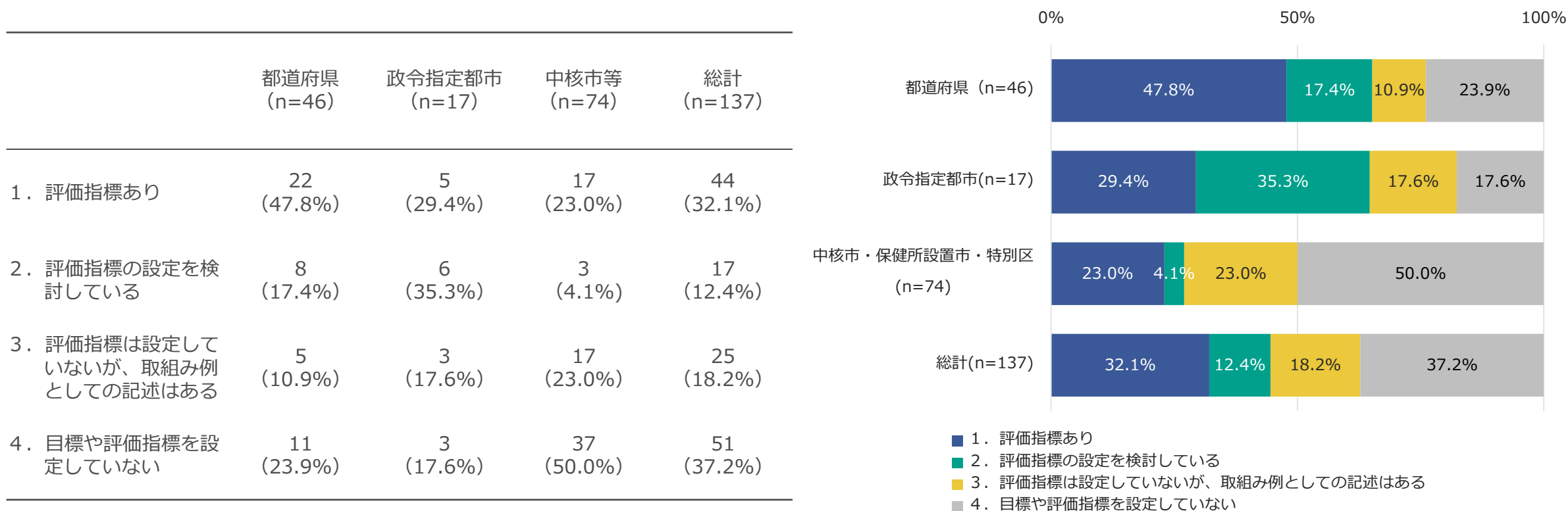
・管理栄養士・栄養士の配置率	9
・肥満・やせ・適正体重者の割合	8
・災害に備えた対応の実施率	3
・栄養管理報告書の提出率	2
・健康に配慮した食事の提供率	2
・食塩摂取量の適正化・減少	2
・その他	11

【その他】 (n=8)

- ・県との合同マニュアルの指標から設定
- ・栄養管理基準等に基づき評価
- ・その施設による個別評価
- ・その他

問10 健康増進計画や食育計画等に特定給食施設指導関連の評価指標はあるか

- 都道府県では「評価指標あり」が47.8%と最も多かった。
- 政令指定都市では「評価指標の設定を検討している」が35.3%と最も多かった。
- 中核市等は「目標や評価指標を設定していない」が50.0%と最も多かった。
- 全体では「目標や評価指標を設定していない」が37.2%と最も多かった。



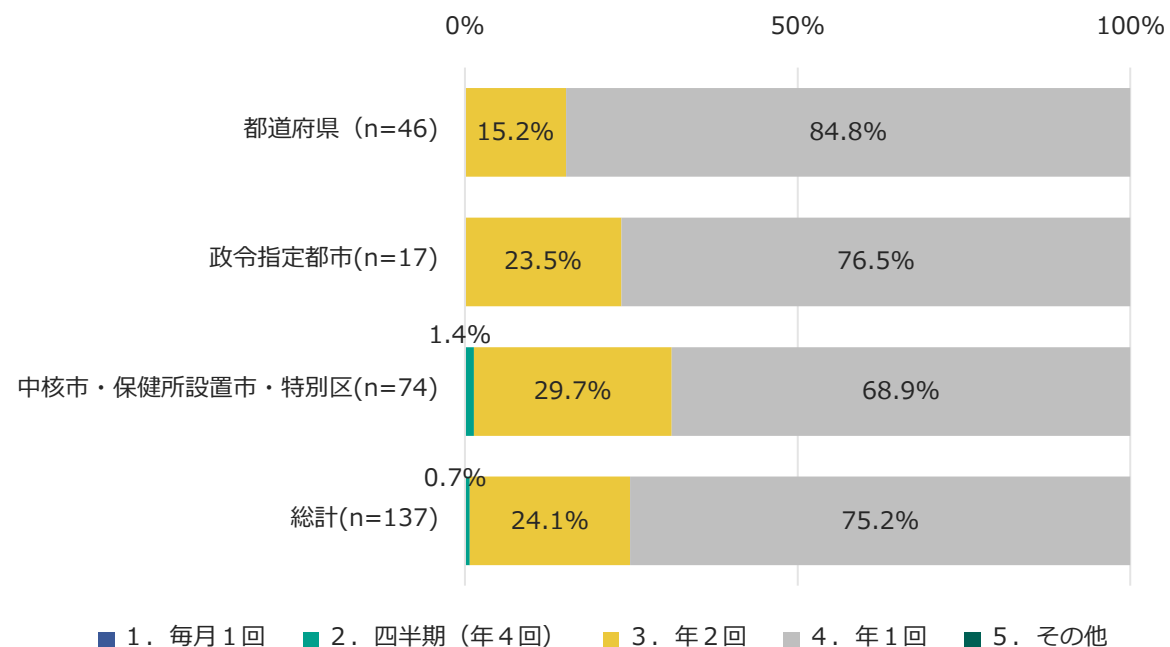
問10-2 健康増進計画や食育計画等に特定給食施設指導関連の評価指標 ～評価の内容～

・管理栄養士・栄養士を配置している給食施設	24
・利用者に応じた食事提供をしている給食施設	12
・栄養成分の表示や情報を提供している給食施設	11
・調理及び栄養の評価,改善を実施している給食施設の割合	11
・健康に配慮した食事を提供する施設	5
・栄養管理や食育を実施している給食施設数・割合	4
・研修会等の実施回数	4
・巡回指導件数・割合	4
・災害に備えて備蓄をしている給食施設数・割合	3
・給食施設指導件数	3
・肥満・やせの状況を把握している施設の割合	2
・栄養課題に対応した新たな取組をしている施設	1
・肥満・やせに該当する者の割合	1
・栄養・食生活改善を中心に健康づくりに取り組む企業や給食施設数・割合	1
・給与栄養目標量の設定を行っている給食施設数・割合	1
・要指導件数の減少	1
・講習会等の参加率	1

問11 栄養管理報告書（類似の書類を含む）の提出頻度

- 全体では、「年1回」及び「年2回」が99.3%を占めており、「四半期（年4回）」の自治体は2.1%であった。

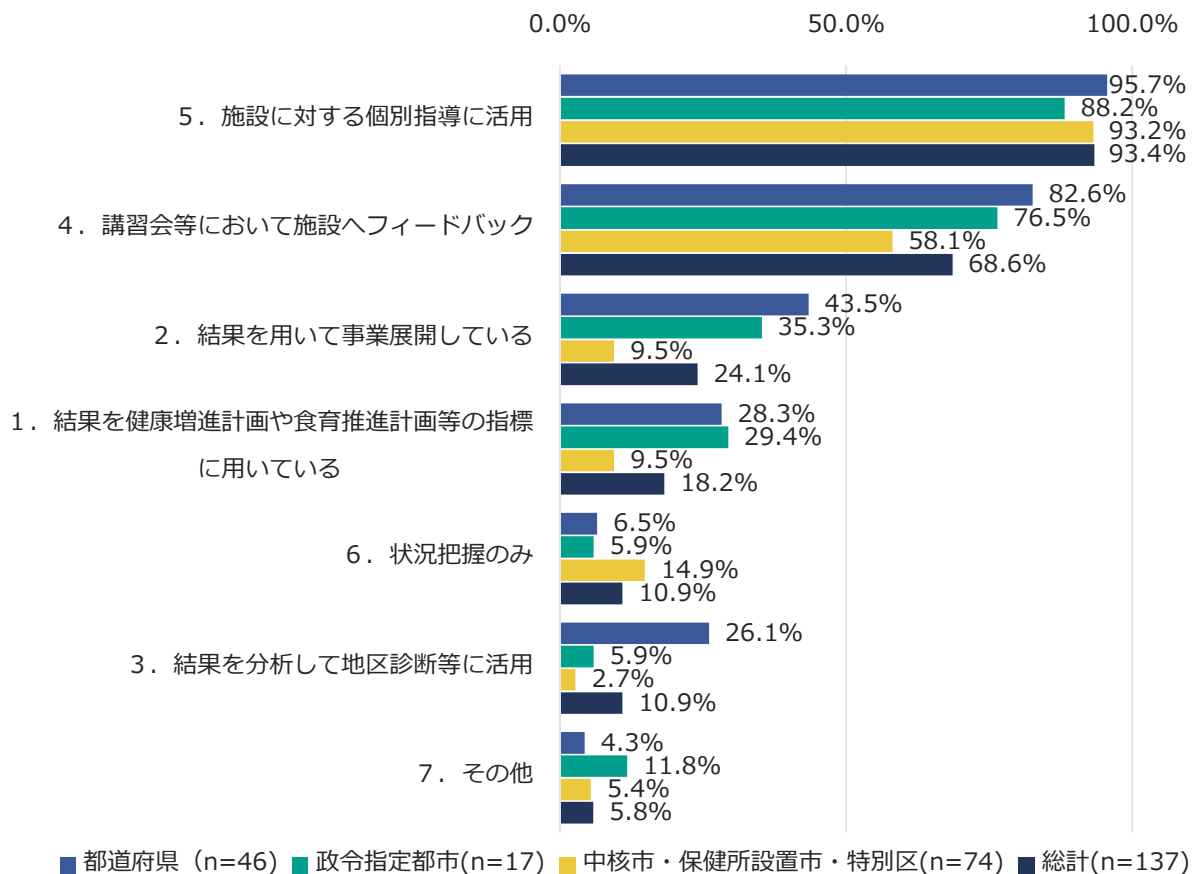
	都道府県 (n=46)	政令指定都市 (n=17)	中核市等 (n=74)	総計 (n=137)
1. 毎月1回	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
2. 四半期（年4回）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)	1 (0.7%)
3. 年2回	7 (15.2%)	4 (23.5%)	22 (29.7%)	33 (24.1%)
4. 年1回	39 (84.8%)	13 (76.5%)	51 (68.9%)	103 (75.2%)
5. その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)



問12 栄養管理報告書の結果の活用について <複数回答>

- 全自治体区分で「施設に対する個別指導に活用」が最も多く、約9割を占めていた。
- 「結果を用いて事業展開をしている」「結果を健康増進計画や食育計画等に用いている」では都道府県、政令指定都市と比べ、中核市等でその割合が低かった。

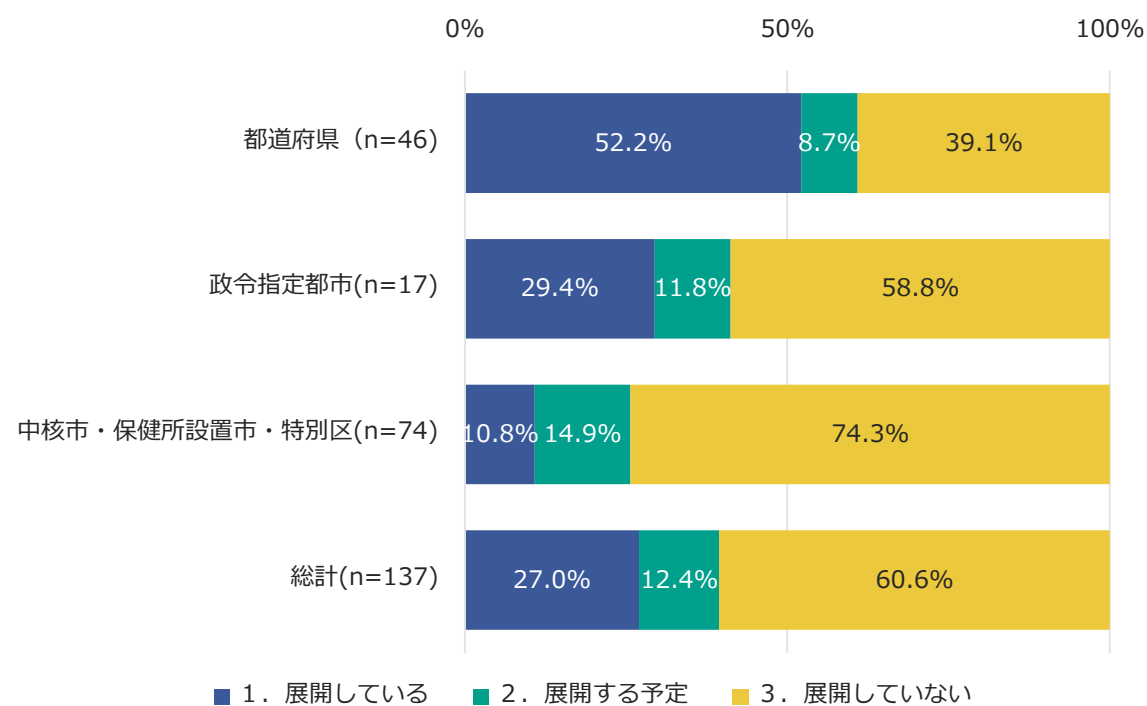
	都道府県 (n=46)	政令指定都市 (n=17)	中核市等 (n=74)	総計 (n=137)
1. 結果を健康増進計画や食育推進計画等の指標に用いている	13 (28.3%)	5 (29.4%)	7 (9.5%)	25 (18.2%)
2. 結果を用いて事業展開している	20 (43.5%)	6 (35.3%)	7 (9.5%)	33 (24.1%)
3. 結果を分析して地区診断等に活用	12 (26.1%)	1 (5.9%)	2 (2.7%)	15 (10.9%)
4. 講習会等において施設へフィードバック	38 (82.6%)	13 (76.5%)	43 (58.1%)	94 (68.6%)
5. 施設に対する個別指導に活用	44 (95.7%)	15 (88.2%)	69 (93.3%)	128 (93.4%)
6. 状況把握のみ	3 (6.5%)	1 (5.9%)	11 (14.9%)	15 (10.9%)
7. その他	2 (4.3%)	2 (11.8%)	4 (5.4%)	8 (5.8%)



問13 特定給食施設指導の結果を基とした他事業と連動した事業展開

- 全体では「展開している」及び「展開する予定」が39.4%であった。
- 「展開している」及び「展開する予定」の割合が、都道府県で61.9%、政令指定都市では41.2%、中核市等では25.7%であった。

	都道府県 (n=46)	政令指定都市 (n=17)	中核市等 (n=74)	総計 (n=137)
1. 展開している	24 (52.2%)	5 (29.4%)	8 (10.8%)	37 (27.0%)
2. 展開する予定	4 (8.7%)	2 (11.8%)	11 (14.9%)	17 (12.4%)
3. 展開していない	18 (39.1%)	10 (58.8%)	55 (74.3%)	83 (60.6%)



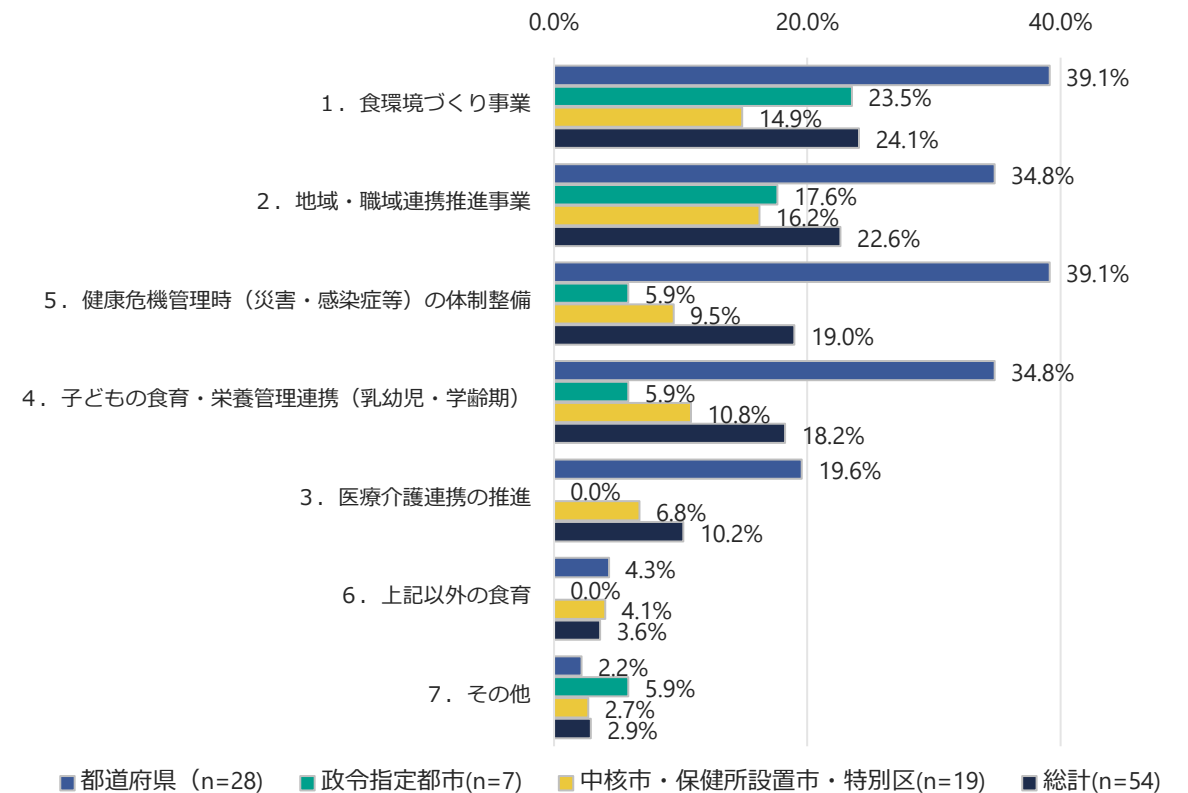
問13-2 「1. 展開している」「2. 展開する予定」を選択したものの事業展開について <複数回答>

- 全自治体区分で「食環境づくり事業」が最も多く、次いで「地域・職域連携推進事業」として事業展開をしている（予定している）自治体が多かった。
- 都道府県では「健康危機管理（災害・感染症等）の体制整備」、「子どもの食育・栄養管理連携（乳幼児・学童期）」も同様に事業展開している自治体が多かった。

	都道府県 (n=28)	政令指定都市 (n=7)	中核市等 (n=19)	総計 (n=54)
1. 食環境づくり事業	18 (64.3%)	4 (57.1%)	11 (57.9%)	33 (61.1%)
2. 地域・職域連携推進事業	16 (57.1%)	3 (42.9%)	12 (63.2%)	31 (57.4%)
3. 医療介護連携の推進	9 (32.1%)	0 (0.0%)	5 (26.2%)	14 (25.9%)
4. 子どもの食育・栄養管理 連携（乳幼児・学童期）	16 (57.1%)	1 (14.3%)	8 (42.1%)	25 (46.3%)
5. 健康危機管理時（災害・ 感染症等）の体制整備	18 (64.3%)	1 (14.3%)	7 (36.8%)	26 (48.1%)
6. 上記以外の食育	2 (7.1%)	0 (0.0%)	3 (15.8%)	5 (9.3%)
7. その他	1 (3.6%)	1 (14.3%)	2 (10.5%)	4 (7.4%)

<その他の内容>

給食施設従事者講習会
健康増進計画の推進
給食施設間の情報交換・相互連携等
災害時の食支援
等



問13-3 事業名と概要について（問13-2でいずれかを回答した場合）

分類1（事業）	分類2（内容）	分類3（対象）	分類4（連携先）
健康危機管理	体制整備	・給食施設（全般） ・給食施設（高齢者施設、医療機関）	関係機関, 関連団体
	感染症対策	・給食施設（全般）	
	研修会等の開催	・給食施設（全般） ・市町村	
医療・介護連携	体制整備	・給食施設（高齢者施設） ・給食施設（医療機関）	
食育	研修会等の開催	・食育関係者 ・給食施設（保育施設等） ・学校栄養職員 ・住民	
	野菜摂取量の普及啓発	・給食施設（事業所） ・住民	
	啓発資材の作成及び提供	・給食施設（全般） ・住民	
	ヘルシーメニューの普及啓発	・市民, 学校, その他団体	食品関連事業者
食環境整備事業	野菜摂取量, 減塩, ヘルシーメニューの普及啓発	・給食施設（事業所） ・給食施設（一般給食センター） ・住民	事業所 一般給食センター 食品関連事業者

<事業事例 ※一部抜粋>

●健康危機管理

【事例】 備蓄食品の相互支援体制の整備
（概要） 災害時等においても安定した食事提供を行えるよう、病院や施設間で備蓄食品貸し借りを行える体制を構築

【事例】 健康増進指導事業
（概要） 給食施設および市町健康づくり・栄養担当者等を対象に研修会を実施
食物アレルギー対応や施設間の栄養管理連携の推進、災害時における給食提供の体制整備など、保健所ごとに地域の実情に応じて開催

●医療・介護連携

【事例】（仮）嚥下調整マップの作成
（概要） 病院、高齢者施設等で提供している嚥下調整食の情報をとりまとめ、区内給食施設等で共有

【事例】 病院給食研究会、高齢者施設給食連絡会
（概要） 各給食施設で提供している形態対応食」の集約し、食事療法の一助となる取組

●食育

【事例】 地域食育充実事業
（概要） 乳幼児期から学童期までのシームレスな栄養ケア・食育推進体制の構築

●食環境整備

【事例】 ○○メニュー販売整備事業
（概要） 県民が、健康に配慮した食事が選択できるように、コンビニエンスストアや飲食店等と連携し県の基準に沿ったメニューを販売することで、県民の健康の保持増進を目指す事業。給食施設で提供しているメニューについても事業を展開

問13-3 事業名と概要について（問13-2でいずれかを回答した場合）

分類1（事業）	分類2（内容）	分類3（対象）	分類4（連携先）
地域・職域連携	口腔機能の維持向上 減塩の普及啓発 啓発資材の作成及び提供	・給食施設（事業所） ・給食施設（寄宿舍）	
	ヘルシーメニューの普及啓発 啓発資材の作成及び提供	・給食施設（事業所） ・給食施設 （一般給食センター） ・市民	事業所 一般給食センター 食品関連事業者
	野菜摂取量、減塩の 普及啓発	・給食施設（事業所）	事業所
	研修会等の開催	・給食施設（事業所）	事業所
	事業所訪問	・給食施設（事業所）	
	食事バランスの普及啓発、 イベントの実施	・給食施設（事業所）	
	アンケート調査の実施、 やせ・肥満の減少	・給食施設（事業所）	
フレイル予防	補助	・給食施設（事業所）	専門団体
特定給食施設指導	体制整備	・給食施設（全般）	
	研修会等の開催	・給食施設 （保育施設等） ・給食施設（全般）	
	減塩の普及啓発	・給食施設（全般）	

<事業事例 ※一部抜粋>

●地域・職域連携

【事例】健康経営の推進(事業所訪問)

（概要）職域での健康づくり(健康経営)の推進に向けて事業所訪問を実施
 今後は給食施設(従業員食堂)を活用した健康づくりの視点を持つことも働きかけ
 ていく

【事例】口の健康から考える生活習慣病予防、へらしお事業

（概要）社員食堂のメニューにかみ応えのある献立「かむかむメニュー」を導入
 減塩の普及啓発事業「へらしお事業」において、社員食堂で啓発グッズを設置
 「減塩」についての資材を提供。給食施設（事業所給食）に設置し、食堂を利用
 する職員への情報提供

●フレイル予防

【事例】職域におけるフレイル予防推進事業

（概要）専門団体が事業所を対象に実施する出前健康教育事業に対する補助

●特定給食施設

【事例】メタボ改善チャレンジ事業

（概要）特定給食施設で提供している汁物や麺類の汁の段階的な減塩

【事例】給食業務担当者研修会、給食施設栄養管理指導研修会

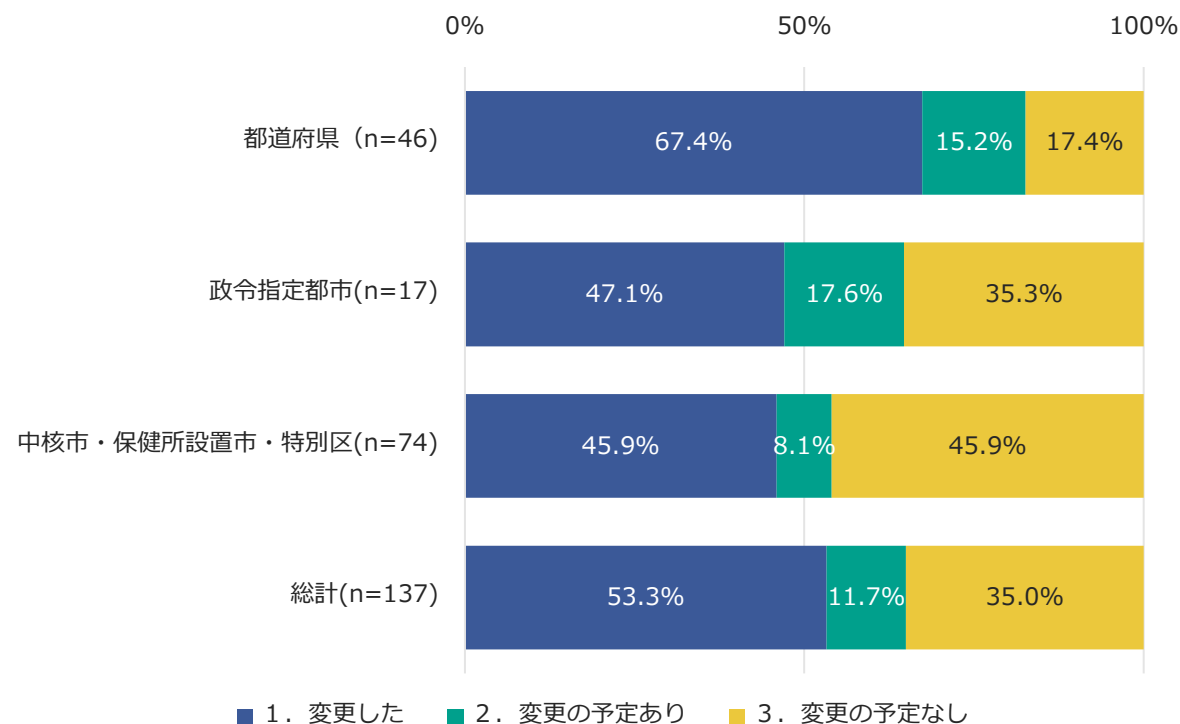
（概要）保育所及び認定こども園におけるグループワークや取組事例紹介
 指導結果のフィードバックと改善が必要と考えられる内容について研修会の開催

問14 令和2年度厚生労働省健康局健康課長通知※を受けた特定給食施設指導の指導項目などの変更点

※ 厚生労働省健康局健康課長通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」（令和2年3月31日付け健健発 0331 第2号）

- 上記通知を受けて特定給食施設指導の指導項目などを「変更した」及び「変更する予定」の自治体が、全体で65.0%であった。
- 政令指定都市、中核市等は都道府県に比べ「変更した」の割合が低く、いずれも約5割であった。

	都道府県 (n=46)	政令指定都市 (n=17)	中核市等 (n=74)	総計 (n=137)
1. 変更した	31 (67.4%)	8 (47.1%)	34 (45.9%)	73 (53.3%)
2. 変更の予定あり	7 (15.2%)	3 (17.6%)	6 (8.1%)	16 (11.7%)
3. 変更の予定なし	8 (17.4%)	6 (35.3%)	34 (45.9%)	48 (35.0%)



問14 令和2年度厚生労働省健康局健康課長通知※を受けた特定給食施設指導の指導項目などの変更点

※ 厚生労働省健康局健康課長通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」（令和2年3月31日付け健健発 0331 第2号）

- 「届出対象施設」及び「指導要綱やマニュアルの改訂」について変更した自治体が最も多かった。
- 次いで「指導内容等の見直し・整理」及び「栄養管理報告書の項目」について変更した自治体が多かった。

【カテゴリー化】		
	届出対象施設	30
	指導要綱やマニュアルの改定	30
	指導内容等の見直し・整理	17
	栄養管理報告書の項目	14
	災害等への備え	9
	指導根拠の見直し・整理	8
	届出内容の整理	4
	全体的な見直し	3
	医療・介護連携	3
	評価に関する見直し	2
	届出未提出への施設に対する働きかけの強化	1
	元号の修正	1
	検討中	3

問15 健康づくりや食育施策が変化する中で生じている課題や問題など、各自治体と情報交換したい内容

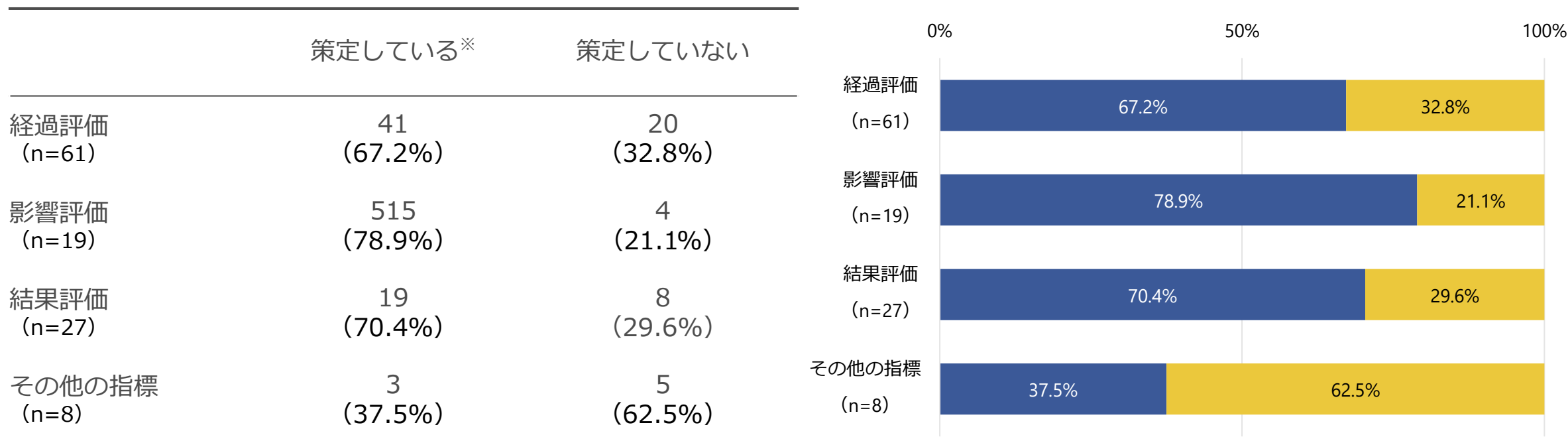
- 「マニュアルや指導基準（方法・内容）の標準化等」、「多様な給食管理に対応した指導」、「食育・食環境整備事業等の他事業への展開」の順に情報交換したいと考えている自治体が多かった。

【カテゴリー化】

マニュアルや指導基準（方法・内容）の標準化等	18	＜その他の内容＞
多様な給食管理に対応した指導	15	・効果が見える栄養施策
食育・食環境整備事業等の他事業への展開	14	・若年女性のやせについての取組み
管理栄養士・栄養士未配置施設等への指導方法	9	・個別巡回指導（衛生管理）の人員体制
給食施設における栄養管理等の重要性への理解促進	8	・特定給食施設指導の判断に困った事例や厚生労働省に 問い合わせた事例
栄養指導員のスキルや効率的な指導体制	8	・職域の健康づくり
事業計画・事業評価の関すること	5	・各種届出、栄養管理報告書のオンライン化の推進
非常災害時の給食管理（備蓄等）	1	・給食施設同士の情報交換・勉強会等での自治体の関与 等
その他		

【問1】マニュアル策定状況 × 【問9】事業の評価指標設定状況

- マニュアルを策定している自治体は、「経過評価」「影響評価」「結果評価」の設定が策定していない自治体よりも多く、指導票のマニュアル等と併せて評価計画としての指標設定をしている自治体が多いと考えられる。



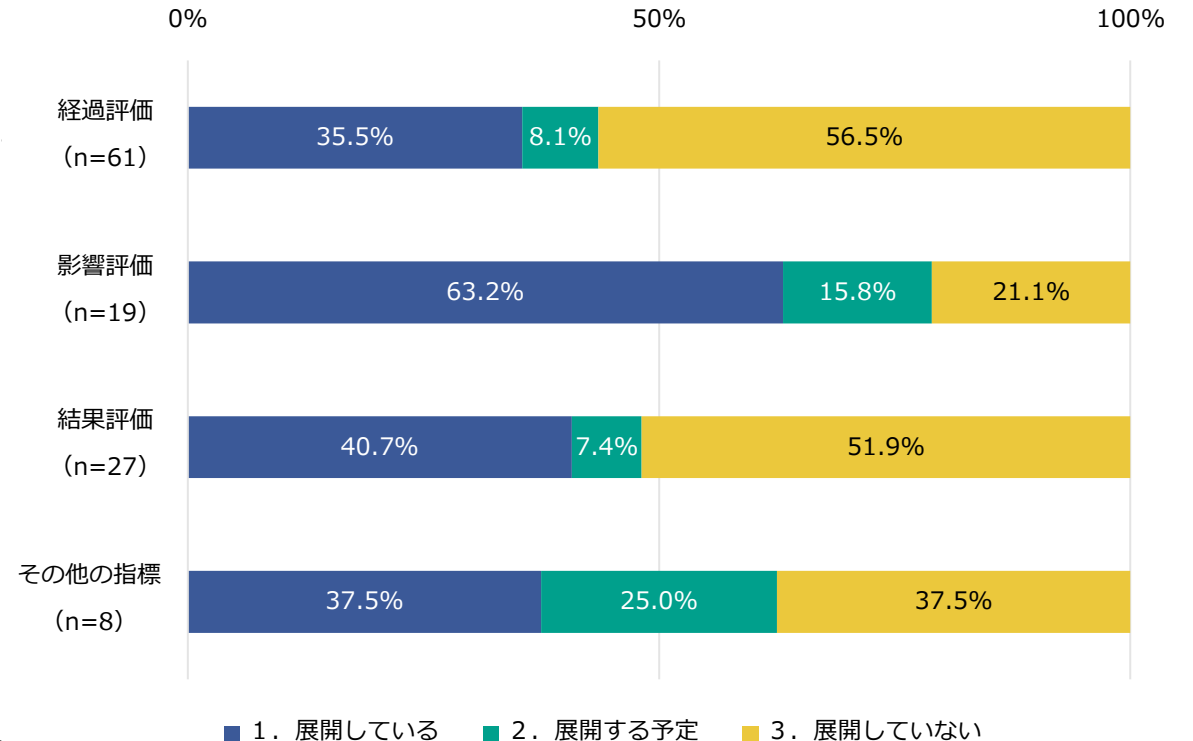
※策定している：「1. 策定しており、見直している（見直す予定も含む）」及び「2. 策定しているが5年以上見直していない」の合計

■ 策定している ■ 策定していない

【問13】他事業への展開状況 × 【問9】事業の評価指標設定状況

- 他事業への展開をしている自治体は、「影響評価」まで設定している自治体が多く、給食施設指導の実施により施設指導実施による影響や改善状況等を踏まえたうえで、課題解決に向けた事業展開に結び付けているものと考えられる。

	1. 展開している	2. 展開する予定	3. 展開していない
経過評価 (n=61)	22 (35.5%)	5 (8.1%)	35 (56.5%)
影響評価 (n=19)	12 (63.2%)	3 (15.8%)	4 (21.1%)
結果評価 (n=27)	11 (40.7%)	2 (7.4%)	14 (51.9%)
その他の指標 (n=8)	3 (37.5%)	2 (25.0%)	3 (37.5%)



- 特定給食施設指導の実施において、自治体内で指導基準や指導票を作成している自治体が多く、指導内容の標準化を図る取り組みが進んでいる。
その一方で、給食施設では新たな調理手法や栄養管理体制など多様化が進んでいることから、栄養指導員としてのより専門性の高い対応や、管理栄養士・栄養士だけではなく施設設置者・管理者から理解が得られる指導・助言のスキルが求められていると考えられる。
- 特定給食施設等指導事業は、全ライフステージに加え、傷病者や災害・感染症などの健康危機管理の分野にもアプローチできる発展性の高い業務である。調査結果では自治体区分による評価体制の差や事業展開状況に差がみられたが、課題分析を行うことで、より効果が見える事業展開につながると考えられる。
- 特定給食施設指導の評価指標と健康づくりや食育施策の計画が連動していない状況がみられた。地域全体の食環境の向上を念頭に、特定給食施設指導による管内給食施設の現状把握及び課題分析を適切に行い、効果的かつ発展的な特定給食施設等指導事業展開を目指すことが、地域の健康増進につながっていくことと考えられる。